

## 第 29 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 12 月 18 日 ( 金 ) 13 : 30 ~ 15 : 15

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出 席 者

### 【 委 員 】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

### 【 統計委員会運営規則第 3 条による出席者 】

《 国または地方公共団体の統計主管部課の長 》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【 事務局等 】

津村内閣府大臣政務官（経済財政政策担当）、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 ( 1 ) 部会の審議状況について

( 2 ) その他

5 議事録

樋口委員長 それでは、定刻より少し前ですけれども、始めたいと思います。「第 29 回統計委員会」でございます。

本日は、阿藤委員が所用のためご欠席と聞いております。

それでは、冒頭、政務官からご発言をお願いいたします。

津村政務官 お疲れさまです。内閣府大臣政務官をしております津村啓介と申します。経済・財政担当をいたしておりますので、今日出席をさせていただいております。

最初にご報告いただく件に関係があると思いますので、そこでお話してもいいのかもしれませんが、最近のことで 1 つ皆さんにご報告というか、ご相談差し上げたいのが GDP 統計の大幅な改訂の問題でございます。

統計ですのでそういうこともあってしまえばそれまでですけれども、非常に政策的な影響が大きいということは言うまでもないことでありますし、タイミングが悪かった

と思うのは、その直前に事務的なミスが2つ3つ重なって、お詫びと訂正をした2日後のことであったものですから、そういう意味では政府部内でも印象が悪くて、「どうにかならないのか」というようなことをかなり高いレベルの方からお話があったところです。そうは言っても、GDP統計は数年前に相当トータルの見直しをしたばかりということもあるので「軽々に方向感を出せません」ということは言っているのですが、2つの相矛盾する角度から問題提起が政府部内でありまして、1つは、統計の精度は別としてアメリカや中国では7 - 9月期のQEは10月中に出ている、そういうスピード感はないのかという問いと、もう1つは、今回、一次QEを見て、事実的な景気回復がようやく外需や公共投資主導から内需に波及しかけてきたというような判断を私たちも言及し始め、これを日銀総裁も国際会議でそういう話をされたというようなこともおっしゃっていましたが、そういう非常に注目度の高いタイミングで結果的には訂正しなければいけなかったというのがどうなのだろうということで、もう一回足元をいろいろ見つめ直そうという話をしていくということです。そういうことを少し記者会見の場でも話したものですから、多少報道に出ましたので少し説明をさせていただきました。

何らかの方向感を持ってお話をしているというつもりではありませんので、ぜひ皆さんからいろいろな知見をいただいて、そうは言っても早めに結果を出していきたい。何かするのかしないのか、するとすればどういう見直しをするのか、ということをお早めに考えていきたいと思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。非常に重要な問題ですので、私どもも今後議論していきたいと考えております。

それでは、まず本日用意されております資料について、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

乾統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として「国民経済計算部会の審議状況について」、資料2として「人口・社会統計部会の審議状況について」、資料3「サービス統計・企業統計部会の審議状況について」というのがございます。ご確認ください。

加えまして、参考1、参考2の資料がございます。

もう1つ見ていただきますと、本日は基本計画に関する議論がありますので、各委員には基本計画の冊子をお配りしておりますので、適時ご参照いただきたいと思います。ただ、この冊子については備え付け資料ということで、申しわけないのですが、会議終了後は持ち帰らずにその場に置いていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

樋口委員長 それでは、早速議事に入ります。

まず、国民経済計算部会の審議状況につきまして、深尾部会長からご説明をお願いいたします。

深尾部会長 第6回国民経済計算部会が11月30日に開催されました。その議事概要についてご説明します。お手元の資料1の内容です。

今、津村政務官からお話があったQ Eの大幅改訂等は12月に発生しましたので、この部会の議論ではまだ議題に上っていませんが、私の報告が終わった後にでも岩田経済社会総合研究所長にでも少し経緯をご説明いただければと思っています。あと、Q Eのクオリティを上げるという問題は基本計画の中にずいぶん書き込まれている問題ですので、今日の後半の基本計画に関する議論でも、ある程度議論ができるかと思っています。

11月30日の第6回の部会は、新たな委員による最初の国民経済計算部会でした。前回の部会から引き続き、本年4月に諮問された諮問第16号の審査を行いました。審議すべき事項としては、ここに書いてあるとおり、1番目に平成17年基準改定に係る課題。固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法による推計の導入等ストック統計等の整備。F I S I Mの導入。それから公的部門分類の見直し、財政統計の整備。2番目の柱は、08S N Aの導入に関する対応。3番目は、経済センサス - 活動調査に係る年次推計等の抜本的な見直しです。後でまたお話ししますが、このうち我々のタイミング感というか、概ねの計画としては、1番目については9月ぐらいを目途に意見を固める。ただし、F I S I Mについては1月を目途に方針を決め、公的部門については更に先駆けて決めていく。それから、2番目、3番目については、2011年の3月を目途に進めていくというタイミング感で検討を進めています。

第6回の部会の具体的な議事としては、部会長代理として山本委員が指名されました。それから、内閣府からこれまでの審議状況について説明がありました。

ストック統計の整備については、内閣府及び高木専門委員から、高木委員は前ストック専門委員会委員長ですが、ストック統計の整備について、9月に開催されたストック専門委員会の審議状況の説明がありました。これについては、引き続き検討が続けられます。

4番目に、公的部門分類の見直しについて、内閣府から9月に開催された財政・金融専門委員会の審議状況及びその結果を踏まえた対応案について説明があり、対応案については、部会として了承されました。なお、社会保障基金における「強制的加入・負担」の要件を外す等の問題は、国際機関の確認が取れた場合に変更するという事でも了承されました。公的部門分類の見直しによってS N Aがかなり変わりますので、利用者に十分に説明するようにということ。それから、遡及も重要なので、できるだけ長期にわたる遡及に努めるようにという意見について合意しました。

5番目に今後の審議の進め方ですが、17年基準改定に係る課題における答申時期は平成22年9月ごろの予定とすることが確認されました。部会として、ストックワーキンググループの設置が了承され、この委員や座長を、高木さんをお願いしました。また、基本的に部会では諮問に伴う審議を中心に行なっているわけですが、今回出ましたS N Aの問題、Q Eの問題を含めて、部会メンバーで一次統計の活用の方策といった全般的な課題も検討する必要があるという発言を私がしました。

F I S I Mについてですが、内閣府から「間接的に計測される金融仲介サービス(F I S I M)」の導入について説明がありました。我々の計画としては、来年1月中を目途に

しています。今回の部会において、今回の審議も踏まえ、国際動向や対象範囲、実質化等の考え方について、内閣府から再度説明を求めた上で、部会として意見を取りまとめることとされました。それで、現行のEU基準とか、08SNA等の国際基準自体には問題も残されているというのが部会の意見でもありましたが、多くの国が既に採用しているということにも鑑みて、日本でもこれを採用する方向で進めたいという意見になりました。

部会の議事の概要については以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

ご質問を受ける前に、岩田所長からお願いいたします。

岩田経済社会総合研究所長 どうもありがとうございます。それでは、SNAにつきまして3点ほど私の方から補足説明をさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、11月中旬でありましたが、公表前のGDP、1次QEと呼んでおりますが、1次速報値に関しまして他の省庁から公表以前の段階でGDP成長率の数字が漏れたということがございました。GDPの数字はマーケットに与える影響も大きいということでありますので、今後こうしたことが起こることのないよう、事前のデータ管理について万全を期する体制をとりたい。そして、現実には他省庁に対する情報提供等について、これまでの体制を改めるといようなことにいたしました。

2つ目であります。やはりこれもGDPの平成20年度の確報についてであります。ただいま津村政務官の方からお話ございましたが、計数ミスがございまして実質GDPの成長率で0.2%、名目成長率で0.1%の誤りについて、12月7日に津村政務官と私でお詫びの記者会見を行いました。

今後はダブルチェック体制を強化する、あるいは作業過程が第三者からもよくわかるような可視化、よく見えるような形にしたいと思っております。マニュアルを更に一層整備するとか、あるいは、スタッフの研修強化に努めたいとも思っております。

ただ、日本の現行の国民経済計算のスタッフは55名ですが、ダブルチェックの体制等をしっかりやるためにはどうしても今の人員ですと不足をしております。IMFの統計関連委員会からも、<sup>ロスク</sup>ROSC(基準及び規準の遵守に関する報告書)と呼ばれておりますが、人員不足だというご指摘を受けております。欧米諸国を見ましても大体100名から200名以上でやっております。どうも人員が不足しているというように私が就任したときにも申し上げました。努力もいたしましたが、まだ十分ではないと思っております。今後、研究所内、あるいは国民経済計算部内での人員の再配置でありますとか、あるいは増員というようなことも含めて、再び起こらないような体制にしたいと思っております。

それから第3点目であります。これは今、部会長の方からお話ありましたが、12月9日に公表されました2次速報値です。これは1次速報値と2次速報値の差が極めて大きかった。1次速報値では前期比年率+4.8%でありましたが、2次速報値では+1.3%ということになりまして差が3.5%あったということになります。ただ、このうちの2.4%は設備投資の変更ということでありました。前期比年率で言うと、1次速報値では+6.6%であ

ったのが、2次速報値では-10.6%ということであります。なぜこのように大きな差が生じたかといいますと、1次速報値というのは速報性のある供給側統計を用いて推計する。2次速報値では需要側の統計も加えて、ほぼ半分の割合でウエイトをつけて推計を行なうということ。これは平成14年の第2四半期から現在の推計方法をやっております。ところが、今回のように経済が大きく変動する中で、例えば供給側で設備投資の最も代表的な数字は資本財の出荷でございますが、これが前期比で+5.2%ということですが、需要側の法人企業統計季報では前期比-8.8%という、プラスとマイナス符号が全く違って、しかもその差が異常に大きいということで、このような大きな差が生じたと思います。現在の推計方法を用いる限りは、この大きな差が生ずることはやむを得なかったと考えております。

既に、この委員会の基本計画の中でもリビジョンスタディをやってくださいと、これは1次速報値、2次速報値、確報、確々報、いろいろな段階で何度か数字が改まるわけですが、その改訂幅についての分析をしてほしい。あるいは、一次データそのものについての振れの問題、これは誤差処理でありますとか、ハズレ値でありますとか、あるいは標本の入れ替えというようなことで、一次統計がかなり大幅に振れてしまうというような問題。そういうことで、四半期分割も含めまして、四半期年次推計の最適な推計方法を検討してほしいということも基本計画の中に盛り込まれております。更に、生産面からの四半期推計というようなことも課題として掲げられております。私どもといたしましては、これらの基本計画に盛り込まれた課題を完遂するという中で、推計方法の検討を早急に開始したいと考えております。

以上であります。

樋口委員長 ありがとうございます。突っ込んだご説明をいただきまして、何が起きているかというのはよくわかりましたが、これも含めまして、ご質問・ご審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

廣松委員 今の政務官及び岩田所長の説明で、今までの経緯に関しては大体理解いたしました。確かに幾つか一次統計としても反省すべきところがあるように思います。その点に関しては、当然のことながら、国民経済計算部会でご検討いただいた上で、この委員会の場で十分検討すべきだろうと思います。

先ほどの岩田所長のご説明ですが、かなりの部分は既に基本計画の中で指摘がなされているものでございますので、それらについて先ほど完遂という言葉を使われませんでしたけれども、是非着実に実行をお願いできればと思います。

それから、これは主として岩田所長に対する質問になるかもしれませんが、確かに国民経済計算部のスタッフ不足に関しては、これは前々から指摘されていることですが、もう1つの大きな要素として、システムの問題もあるのではないかと思います。そのあたりの更新というか、取組状況に関して少しコメントをいただければと思います。

樋口委員長 お願いします。

岩田経済社会総合研究所長 実はシステムについても、これまで私どもが使っていたメ

インフレームを使ったシステムはかなり古いものである。これはもう少し分散化されたシステムに変えるべきであるというようなご指摘をいただいております、最適な形でのシステムに移行するというので、実は昨年度からレガシーシステムを改革するというのをお願いいたしまして、新システムに移行するという作業を開始いたしております。

しかし、現状を少し申し上げますと、受託業者の側との間で今後の対応について協議中です。そのシステムを新たに開発することについて、この先どうやっていくかということについて現在検討いたしております。

以上です。

樋口委員長 よろしいでしょうか。

廣松委員 はい。

樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

この点につきましては、引き続きご議論していただくということになるかと思いますが、深尾部会長はじめ、国民経済計算部会の委員の皆様方におかれましては、大変だと思っておりますが、引き続きご審議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。人口・社会統計部会の審議状況につきまして、部会長代理である津谷委員からご報告お願いいたします。

津谷部会長代理 国民生活基礎調査に関しまして、11月30日に第2回目の人口・社会統計部会を開催いたしました。その報告は資料2に出しております。

この第2回の部会では、調査計画の論点のうち、まず11月6日に開催いたしました第1回の部会で、検討が必要とされた事項及び第1回の部会で審議できなかった論点について審議を行いました。なお、今後の予定を申し上げますと、12月21日、来週の月曜ですが、これが最後になりますけれども、そこで開催を予定しております第3回の部会で答申（案）について審議をし、取りまとめを行なう予定でございます。

では、第1回の部会で検討が必要とされた事項に関する審議の結果を簡単にご報告いたします。

まず、「同居していない者の人数」を追加しているわけですが、結果概要の1ページの5(1)のアでございます。

これまで厚生労働省は、この調査の世帯票で単身赴任等、特定の理由で同居していない者の有無を理由別に把握してまいりました。そこに今回新たに、それらの者の人数を把握したいということになっております。この変更に関しまして、前回の部会では、この調査事項で使われている「同居していない」という表現と、ほかの事項で使われている「別居している」という表現、この概念の違いを整理する必要があるのではないかという指摘がなされました。これに対しまして、厚生労働省の方から、まず、「同居していない」という用語と「別居している」という用語は基本的に同じ概念であるということ、そして、問題となっている本調査事項「同居していない者」のうち、単身赴任等で一時的に世帯を離

れている者を把握するということが目的でありますために、ここでは「同居していない」という表現を、「現在は世帯を離れている」ということに変更するということが提案されて、審議の結果、適当であろうとされました。

また、前回の部会で、「同居していない者」の人数の情報はどのような有用性があるのかという疑義が示されたわけですが、この指摘に対しまして、家計支出額などの情報とクロス集計をとることで一定の有用な情報が得られるのではないかという意見が委員の方から出されて、この「同居していない者」の人数の追加についても適当だという審議の結果が出ております。

次に、「子宮がん及び乳がんの過去2年間の受診実績の追加」についてでございます。これは結果概要の1ページの5の(1)のイでございます。

従来、厚生労働省は、この調査の健康票におきまして、過去1年間の受診実績のみを把握してきました。これは、いろいろな種類のがんについて、がん検診で把握してきたわけですが、今回、子宮がん及び乳がんにつきまして、新たに過去2年間の受診実績を把握することとしております。

この変更に関しまして、前回の部会では過去2年間の受診実績を把握する必要性、政策的な必要性は認められるものの、調査票の設計上、回答漏れが生じるおそれがあるという指摘が出されて、調査票の設計を工夫する必要があるとされました。これに対しまして、厚生労働省の方から改正案が提案されて、適切であるという審議の結果が出ております。

次に、第1回の部会で審議できなかった論点に関する審議の結果をご報告いたします。

まず最初に「集計事項の変更」でございます。これは結果概要の2ページ、5の(2)のアです。

今回、追加又は削除することとしている集計事項が若干ございまして、これは特段の異論なく適切とされました。

次に「報告者の協力の確保」についてであります。これは2ページの5の(2)のイでございます。

報告者の協力確保につきましては、平成19年国民生活基礎調査に係る統計審議会の答申で、「今後の課題」であるという指摘がなされております。今回、厚生労働省は、報告者の協力確保のために、まず所得票を自計化いたしました。そして次に、報告者に対する文書による事前通知、はがきなどで事前に通知をする。そして3番目に、マンションなど集合住宅の管理人などに対する自治体職員からの協力を依頼するといったような措置をとることとしておりまして、これらは概ね適当とされました。

また、委員から、統計調査の結果が Evidence-based Policy Making のための基礎情報であるということを政治家や国民の皆様にも理解をしてもらえるよう、広報努力をすべきであるという意見が出されております。また、地方自治体から周知や広報の充実というものが求められておりまして、将来的には密封回収や郵送回収など検討する余地があるのでは

ないかという要望も出されております。

次に、「心の健康に関する調査事項」、これは一般的にK6と呼ばれているものですが、その集計方法についても審議いたしました。これは概要の3ページ、5の(2)のウでございます。

心の状態に関する調査事項については、点数化した結果表の作成を検討するように統計審議会の答申で指摘が既にされております。これに対しまして厚生労働省からは、集計の方法などについて現在、研究・検討中であるため、平成22年の今回調査では点数化は見送りたいという説明がされております。ただ一方で、この点数化は政策的にも非常に有用な情報になり得るということで、この平成22年の調査から点数化を実施すべきであるという意見が委員から出されております。次回部会までに、これについて更に厚生労働省の方で調整、お話し合いがあるということで、これについては来週月曜日に話し合う予定になっております。

次に、「母集団推定の方法」についてでございます。これは、概要の4ページ、5の(2)のエでございますが、母集団推定の方法につきましては、統計審議会の答申で「今後の課題」として指摘がなされております。

従来から、国民生活基礎調査の結果と国勢調査の結果を比べてみますと、多少乖離が生じているのではないかとということが指摘されておまして、厚生労働省の方でこれは研究・検討が行なわれております。ただ、その結果、母集団推定の工夫で問題を解決することは恐らく難しいであろうという結果が出ておまして、調査票回収率の向上に努めるということが唯一の方法ではないかというような説明が厚生労働省から行なわれております。また、委員の方からも、すぐに使えるような母集団推定の改善策はなかなか見当たらないという見解が示されておまして、審議の結果、母集団推定につきましては、当面、現行の方法でやっていくということが決まりました。ただ、なお委員からは、標本の設計及び誤差に関する情報の公開の拡充・充実をしてもらいたいという要望が出されております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見をいただけたらと思います。どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

最近、特に重要な、注目される統計になっているわけで、誤差の問題というのは非常に重要な扱いですので、ぜひ次回、どのような扱いをするのかということについては部会でご検討いただきたいと思います。

津谷部会長代理 ご指摘がございましたので、月曜日の第3回の部会でこれは更に詳しく検討させていただくということで今のところ合意ができておりますので、また次回、ご報告できるかと思っております。ありがとうございます。

樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいようでしたら津谷委員を始め、人口・社会統計部会の皆様におかれましては、非常にお忙しい中大変だと思いますが、引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。



それでは、3番目のサービス統計・企業統計部会の審議に移ります。審議状況につきまして、首藤部会長からご説明をお願いいたします。

首藤部会長 サービス統計・企業統計部会の審議状況につきましてご報告いたします。

当部会は11月27日と12月15日、2回の部会を取り行いました。11月27日は第11回でございますけれども、新規の委員になって第1回目の部会でございます。

まず、最初に事務局から基本計画及び統計審議会の前回答申におきまして、審議していただいた事項、並びに前回の統計委員会での議論の概要について説明がございまして、その後、委員及び専門委員から論点を指摘されたわけでございます。大部でございますので、かいつまんでお話をいたします。

前回の統計審議会答申から今回になりまして新たに加えられた点と申しますのは、1つには、情報通信分野とのデータ共用ということでございます。

それから第2といたしまして、調査項目につきまして、企業の実態をよりよく把握できるように新しい項目が追加されました。その1つは、「モノ以外のサービス・取引に関わるデータ」、例えばソフトウェアのようなものでございます。更に、国内だけでなく内外及び企業間の関係会社間の取引を明確にするような調査項目を入れる。それから、能力開発に関する項目、また、その中での外注の程度というのを把握する。それから、もう1つ重要なのは、企業の組織変更が今非常に急速に行なわれておりますので、それに関しまして、関係会社との関係を明らかにするという項目を取り入れるということでございます。

まず、第11回では改正計画に対しましての意見が出されました。1つは、調査項目を状況に合わせて見直しをするというのは当然であるけれども、回答者の負担の問題もありますので、そのバランスをとる必要がある。これが第1でございます。

それから第2に、企業を単位とした他の調査と本調査との体系的な整備をどうしていくか、今回の調査の項目の審議と同時に、中・長期的な視点から議論していく必要があるということでございます。

2ページ目にいっていただきまして、のところでございますけれども、前回答申では中小企業実態基本調査とこの調査との関係について、何らかの調整を図る必要があるだろうということが指摘されました。

更に、にいていただきまして、本統計の方向性といたしましては、他統計との利用の相互関係の確保、互換性の確保、それから、一定以上の回収率があり偏りが少ないこと、こういった点を重視すべきだという指摘がございました。

更に、にいていただきまして、追加項目に関してでございます。この追加項目は、先ほど述べましたように、関連会社との取引とか能力開発、子会社の増減状況とか、モノ以外のサービス・取引、製造業以外の外部委託とか、能力開発、多くにわたりますけれども、調査の目的を明確にした上で、きちんと項目を立てることが本調査の意義を向上するという点で必要だという重要な指摘がございました。

更に、にいていただきまして、モノ以外のサービス取引と製造業以外の外部委託、

能力開発と研修関係の外注等々、関連の強いものがございますので、こういった項目間の関係を明確にするということと、定義の違いを明らかにする必要があるだろうという指摘がございました。

更に、 にいていただきまして、回答する際に、回答者が戸惑わないように、問題の立て方と、中での定義を明確にする必要があるだろう。例えば、製造業委託以外の外部委託の内訳や、技術取引の著作権の内訳としてのソフトウェアとか、こういったことが指摘されています。定義が明確ではないので、定義を明確にして設問することが必要だということ。

それから、最後に でございますけれども、新たに追加されました「関係会社」に関連する項目です。いわゆる関係会社を加えたグループ会社内での取引というのが非常に増加しておりまして、それを今後どういうふうにしていくかということについて検討する必要があります。

これが第 11 回の審議の内容でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 12 回に入りたいと思います。1 枚目の審議の概要でございます。これに関しまして、前回の審議を受けて、調査実施者の方から答申案の変更が 2 点提示されました。5 の ( 2 ) でございますけれども、「事業の外部委託の状況」につきまして、製造委託以外の外部委託の定義や範囲を明確にするといった観点から、「製造委託以外の業務の外部委託（アウトソーシング）」というように明確に定義して選択をさせて、更に、金額についても「営業費用に計上した外注費、業務委託費のうち、製造委託を除いたもの」というように明確に定義するという変更がございました。

それから 2 つ目の「企業の経営の方向」についてでございます。これまでは社外取締役の設置とオプションを導入しているかどうかのみでございましたけれども、ガバナンスの状況をよりの確に把握するという観点から、「社内取締役」、「社外取締役」、「社外取締役のうち、関係会社」に区分して、それぞれ人数を把握するという 2 点の変更が提案をされました。これらは、そういう方向でいいのではないかとということでございます。

今後の方向性につきまして、( 3 ) 以降の論点がございます。企業に関する統計データの共用について、統計の一本化を含めて、引き続き検討する必要があるのではないかと。持株会社につきましては、純粋持株会社はこの統計では排除されておりますけれども、その活動内容についても把握する必要があるのではないかと。それから、今回は関係会社間の取引の範囲につきまして、親子関係、関連会社をいわゆる株式の所有関係でのみ捉えるということは今検討しておりますので、その限定性といいますか、それを明確にする必要があるのではないかと。それから、特許権、著作権の使用料の範囲等につきましても、手引きにおいてきちんと明確にするということが必要になるという回答が得られたわけです。

更に、( 4 ) でございます。委員・専門委員からの主な意見といたしまして、まず「企業活動に関する統計の整備」につきましては、引き続き一本化を、他の企業関連のデータにつきましても進める必要があり、今後の検討の課題としたい。

それから、「純粋持株会社の活動の内容の把握」につきましては、これは極めて重要であり、特に企業グループ内の取引を把握するときは、持株会社という範囲で取引をきちんと捉えておくということが必要である。これに関しましては、別途、純粋持株会社の実態や企業グループの活動につきまして、経済産業省の経済センサスの方で統計をとるといふ、そういう方向性が示されたわけです。

それから、「関係会社間の取引の範囲」につきましては、これはいわゆる企業グループと混同されないように、この調査ではあくまでも所有関係に基づいての取引関係という限定性を明確にした方が利用者としては使いやすい、そうするべきであるという意見もございました。

それから、「調査事項・範囲の明確化」につきましては、手引き等できちんと示して誤解のないようにするという点について指摘をされまして、合意を得たわけでございます。

そのほか、最後のページでございますけれども、企業規模によって企業の特徴がかなり違いますので、規模による調査の差異というものをどのように扱うかということが極めて重要なことございまして、そういった規模の差で調査票を分けるべきであるという意見もありましたけれども、今回につきましては、そういった規模の差というものをまず見ないで、全体的に調査をしていくということにすべきではないかという意見が出たわけです。

その他、例えば用語とか、この調査の中での定義の明確化ということはもとより、他の調査と同じようなことを聞いているのに、定義が違っていたり、用語が違っているということで非常にわかりにくくなっている。そういった点での統一も今後検討しなければいけないということが指摘されたわけです。

この委員会には来月1月25日に答申(案)を提出する予定でございますので、次回は1月5日に、これまで行いました2回の部会の結果を踏まえまして、答申(案)について、審議をするということになっております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

安部委員 11月27日の審議の概要の(3)の ですけども、技術面では、他統計とのデータリンケージが可能な統一番号の導入とあるのですが、データリンケージをしようとする他の統計というのは、何か具体的なイメージがあってお話をされているということであれば、具体的にどういう統計がここで対象となっているのか教えていただくことは可能でしょうか。

首藤部会長 ここで他の統計とデータの共有化ということを進めるという点で出されたのは、1つは今回の情報通信分野でございますけれども、そのほか、例えば厚生労働省の医薬品・医療機器産業実態調査とか、農林水産省の食品産業活動実態調査、あるいは国土交通省の建設業構造基本調査等々でございます。要するに、企業の活動に関連します他の統計とできる限り整合性を図ることが必要だと、そういう観点でございます。

安部委員 では、それに関連してですけれども、例えばこちらの調査と他の調査、私は労働が専門なものですから労働の例を出させていただきますと、例えば厚生労働省でやっている賃金構造基本統計調査とか、そういうものとのリンケージというようなことを想定されて書いてあるというわけではないわけですね。

首藤部会長 具体的に、どれとのリンケージということではございません。ただ、できるだけ府省横断的に、例えば企業に関してのデータであれば一括して多角的に見られる、必要なデータが得られるということがデータの質を高める、あるいは利用者の便益を高めるという点で重要ではないか。そういう観点でございますので、特にどこでまずというようなことは議論されておりません。

樋口委員長 廣松委員。

廣松委員 少し補足しますが、今、部会長がご説明されたように、データリンケージとか、データの移送という言葉を使っていますが、現在、少なくとも総務省の科学技術研究調査の項目の一部及び法人企業統計調査の経理項目の一部は、それぞれの調査のデータを企業活動基本調査の方へデータとして移送しております。そういう意味では一部、現実に行なわれています。

もちろん企業という調査単位で考えた場合には、今、ご指摘があったような他の分野、他の産業のデータとのリンケージとか、データ移送の拡充、そして労働関係のデータの移送に関しては、まだ必ずしも十分詰まっています。ただ、ご存じのとおり、平成24年2月に経済センサス・活動調査が予定されておりますので、そうするとその結果に基づいてある程度統一的に企業に関する調査が行なわれる。そうすると、今ご質問があったような点に関しても、もちろん何もかも調査票の中に調査項目として取り込むわけにいかないわけですから、ここで言っているリンケージが可能になるというように考えております。

樋口委員長 経済産業省、何かありますか。

経済産業省調査統計部 今、廣松先生がご説明いただいたことを更に補足しますと、経済センサスでは、企業単位と事業所単位の間リンクを貼って統一的な番号体系ができます。基本的にその番号体系に各統計が従っていくという考え方で進めておりますので、それが進んできますと、いろいろな面で共用ができていくということになっていくのではないかと考えております。

樋口委員長 何かありますか。

安部委員 ありがとうございます。

樋口委員長 首藤委員。

首藤部会長 今の点について、こちらから少々ご質問ですけれども、例えば統一番号の導入等につきまして、労働関係の調査をされている方々はどのようなご意見をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

樋口委員長 厚生労働省。

厚生労働省統計情報部 私どもも当然、経済センサスを利用して、そういう番号対比が

できれば、それに合わせてやっていこうと考えております。それは政府部内で別に意見の齟齬はないと思います。ただ、先ほど安部委員からご質問・ご意見があった中で、基本的に就業構造基本調査などは事業所調査ですね。こちらの調査は企業調査。ですから、それを結びつけるためには、今、経済産業省からご説明があった経済センサスによる翻訳みたいなものが必要になってまいります。

それから、お互い全数調査ではないものですから、リンクをさせようと思っても、一方にはサンプルとして入っていて、一方にはサンプルが入っていない、こういうことは起こり得ると思っております。

樋口委員長 分かりました。コンバータを作ってやっていくということだろうと思うのですが、企業番号と同時に、そこに事業所番号を入れていって、集計をいかにしていくかというような話になるだろうと思いますが、よろしくをお願いします。

そのほかございますでしょうか。

廣松委員 今の議論とも関わる点ですが、第12回の結果概要の中の1ページ目の(3)その他の論点のあたりですが、この発言はたぶん私がしたのだと思いますが、新しい統計法では、統計と統計調査とは厳密に区別して議論をしております。従いまして、ここにございますデータ共用について、「統計調査の一本化も含め」というのはちょっと言い過ぎで、「統計の一本化」という主旨であって、統計調査そのものは、今、経済産業省とか厚生労働省の方からご説明があったとおり、それぞれの府省が調査として行い、それをもとに統計として一本化するというのが、今、基本計画等で目指している方向だと考えます。その点、後ほど修正を加えさせていただければと思います。

樋口委員長 それでは、そのような修正を加えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、この後も首藤部会長を始め、部会の皆さんには、引き続きご審議をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日用意しました議題は終了いたしますが、引き続き、11月の統計委員会で私の方から提案させていただきました「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する各府省の取組状況について、これは総務省政策統括官室からご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その後、質疑を行いたいと思っております。

それでは、総務省池川政策統括官、よろしくお願いいたします。

総務省池川政策統括官 池川でございます。それでは、ご説明したいと思います。用意いたしました資料でございますが、右上のところに「席上配布資料」と書いてございます。表題は「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の取組状況(平成21年12月現在)について」というもの。それから、先ほど乾室長からもお話がございましたけれども、白表紙の「公的統計の整備に関する基本的な計画」、この2つを用いてご説明したいと思います。この白表紙の冊子につきましては、既に先生方にお配りをしておるものでございますけれども、今後の委員会審議におきまして、基本計画全体をご覧いただきながらご審議いただくということが重要だろうと思っておりますので、一々お持ちいただくのも何でございますので

席に置かせていただいたと、こういう趣旨でございます。

それでは、説明資料の方からまいります。白表紙も横に置いていただければと思うわけでございますけれども、説明資料を1枚めくっていただきまして、「公的統計整備基本計画の構成」ということで書いてございます。そして、右に「説明項目一覧」ということでございます。

冒頭、位置付け的なものをご説明したいと思いますけれども、先ほどお話がございましたように、委員長の方からご提案がありまして、先般、統計法制度の仕組み、あるいは全体の推進体制というものをご説明いたしまして、その際に、基本計画にも少し触れたところでございます。

その基本計画の各府省の取組状況というのが今日のご説明の中身になるわけですが、内容といたしましては、去る12月11日に各府省の部局長をメンバーとする会議でございます、第3回公的統計基本計画推進会議の中で各府省からご説明いただきました内容を取りまとめたものでございます。その推進状況につきまして、本日の資料では府省別ではなく、基本計画の事項別にまとめさせていただいたということでございます。

この説明資料の1ページ目に計画の構成がございまして、基本計画はなかなか分かりづらくなっておりますが、上半分は本文の内容はどうなっているかということでございまして、白表紙の冊子で申し上げますと、1ページ、2ページあたりから35ページまでのところがいわば本文となっております、36ページからが別表ということになっておるわけでございます。その別表が現在の説明資料では下半分のところでございます。

それで、本文のところは第1から第4までであるわけでございます。第1のところにつきましては基本的な方針で、第2から第4までが現状・課題等、そして取組みの方向性というものを論じておりまして、それに対応いたしまして別表のところできざまな具体的な項目につきまして、具体的な措置、担当府省、それから実施時期を掲げているという構造になっているわけでございます。この項目は今後5年間で実施していくという考え方でできております。

この説明資料の1ページ左下のところをご覧いただきたいと思うのですが、21年度から25年度までの工程表を列記しました。21年度のところには「今回説明対象」という枠がございまして、「平成21年度に実施、検討、結論を得る等」ということを書いております。その下に点々ときて、右の方に「平成21年度から実施」。その下のところは、赤で埋めていないままで「平成21年度から検討」とか、「22年度から実施、検討等」、「平成22年度に結論を得る」、いろいろございますけれども、今回の説明対象といたしましたものは、2つといたしますか、平成21年度に実施、検討、何らかの形をつくれといたしますか、やりなさいということになっておるもので、それをご説明させていただくということでございます。

当然のことながら、21年度の法施行状況報告の中では、全ての項目について21年度にどういったことをやったかということをご報告をさせていただくわけでございますけれども、

本日のご説明といたしますものは、先ほどありましたように、先生との情報共有なり、あるいは今後、報告を受けてからの本格審議に向けての事前準備という意味合いかなと思いましたが項目を絞ったわけでございますけれども、恐らく本格審議の際も主な審議対象になってくるのかなというように承知しております。

それで、この審議対象は少々分かりづらいかと思いますので、具体的にご覧いただきたいと思うのですが、白表紙でいきますと48、49ページあたりでしょうか。この説明資料のナンバーでいきますれば、9、10。ページでいきますと11、12ページあたりですが、何もここに出ております府省庁がということではございません。それは気にせずにご覧いただきたいと思うのでございますけれども、白表紙の48ページの例えば項目では「教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備」でございます。そして、右を見ますと、実施時期は21年度中に結論を得るというものですので、これについては本日のご説明の中に入っております。その下の項目につきましては、平成22年中に結論を得るということでございますので、これは省かせていただいております。その下は入れさせていただいております。更にその下は平成25年中に結論を得るというようにございますので今回の説明資料に入っていない。このように9、10と、それから白表紙の48、49ページを比べながらご覧いただきますれば、どのように項目を選んだのかということがお分かりいただけるのではないかと思います。そういうことをご説明した上で、各個別項目のご説明に入らせていただければと思います。

説明資料の2ページにありますように、項目一覧で約24の項目についてご説明させていただくということございまして、項目数としましては、基本計画の項目数の大体3分の2ぐらいは触れているのかなと思います。ただ、更に個別の措置ということで考えますれば、大体3割ぐらいを本日ご説明することになるのかなと承知しております。

では、個別の説明につきましては、會田統計企画管理官の方からご報告をさせていただきます。

総務省會田統計企画管理官 それでは、個別の説明させていただきます。

2ページのところに説明項目一覧ということで24項目出てございます。

第2と書いてあるところが主に統計そのものについて言及している部分で、第3というところが、どちらかというとその周辺部、インフラとか、そういった面について言及しているところ、第4の基本計画の推進というところがその他の部分とご理解いただければと思います。

まず、1ページめくっていただきまして、1と2。民間給与実態統計、これは国税庁の統計でございますが、それから総務省がやっています地方公務員給与実態調査等の位置付け等の検討。それから2は、船員労働統計の位置付け等の検討ということでございます。これはいずれも基幹統計でございますが、その位置付けを少し検討したらどうかという問題意識でございます。

まず、3ページのところでございますが、民間給与実態統計と地方公務員給与実態調査、

それから国家公務員給与等実態調査という、給与に関する統計が3つあるということで、そのあたりの位置付けを少し検討してはどうかということが指摘の問題意識でございます。これは21年中に結論を得るということでございます。

具体的な対応状況は、関係府省がございまして、総務省とか財務省との協議を経て、今、整理案というものを出して調整を行なっているところでございます。ただ、これにつきましては、基本計画そのものには書いてあるのですが、民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査、それぞれ求めている調査事項がかなり違うということ、それから、対象も全く離れているということで、なかなか統一とか、そういった面については困難であるということも書いておりますので、その中でこういった位置付けの検討ができるかということで調整を図っている段階でございます。

それから、4ページに移りまして船員労働統計。これも基幹統計でございますが、上のところに基本計画の別表からの抜粋になっておりますけれども、船員というものは昭和49年には28万人いたけれども、平成18年には約8万人と船員そのものが減ってきているということで、この統計の位置付けを考えたらどうかというのが問題の提起でございます。ただ、船員というのは、例えばILOなどで見ましても、1つの固有のグループになっているということ。それから、船員につきましては、全体として国土交通省の方で管理しているとか、そういう所管等の関係がありまして、1つに合わせるといったことはなかなか難しい。その中で、こういった形で利便性が上がるかということで今、整理案を出して調整をしているという段階でございます。

1ページめくっていただきまして、次、3「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」ということで、このテーマ自体は広いのですが、ここに書いてありますのは、(1)のエということで、四半期推計に関する諸課題ということで、先ほど岩田所長の方からご説明があった点でございます。ここには4つほど書いてございまして、1つはリビジョンスタディのこと、2つ目は一次統計の振れの問題、3つ目は四半期推定にそもそも供給側統計を使うべきか、需要側統計を使うべきかという論点、4つ目は他の基本計画の事項の中に長期的な課題として四半期推計と年次推計の総合的検討を行なって最適なシステムを検討するというような課題が出されてございまして、その中の1つブレイクダウンされたところとして、経済産業省の生産動態統計の使用法の再検討ということがここに挙げられて、それを21年度中に実施するということがここに挙げられております。現在の状況について、リビジョンスタディについては調査研究を委託して、その報告を取りまとめている段階。残りの3つについては、内閣府の方でデータを分析して対応を検討しているという段階ということでございます。

次に4の「ビジネスレジスターの構築・利活用」というところをご覧いただきたいと思いますが、ここは母集団情報の的確な整備ということで、具体的には、法人企業の母集団情報の整備を行なうために、行政記録情報で、例えば登記情報から、こういう法人が設立されたとか登記されたという情報がくるわけですがけれども、そういったところについて



は足りない情報があるということで、往復郵便等により業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的を実施するという一方で、ビジネスレジスターをアップデートするというか、補完するというところをここで指摘されているところでございます。これは21年度から総務省が実施するという一方で、主に統計局を中心に対応してきている。具体的な対応状況としては、商業・法人登記の新設法人を対象として、従業者数とか、産業活動であるとか、そういったものの情報について照会業務を21年11月から、毎月1万法人を対象に郵送で照会をかけている。これは、四半期ごとに調査をやっているという状況でございます。この結果は、事業所母集団データベースに反映されるということでございます。

また、もう1ページめくっていただきまして、5のところの「ストック統計の整備」ということでございますが、21年度に実施する分につきましては、国土交通省の方で、建築物ストック全体を推計する加工統計を整備するというテーマが絞られてございます。これにつきましては、国土交通省の方で「建築物ストック統計検討会」というのを内部に設置していただいている。具体的な対応状況でございますが、住宅・土地統計調査、法人建物調査、建築着工統計、それから固定資産の価格等の概要調書、こういったものから建築物のストック全体を推計する方法を検討して、22年度の初めに公表するという予定になっているということでございます。

続きまして、6「統計基準の設定」というところをご覧くださいと思います。統計基準の設定では、21年度に行なうべきこととして2つ指摘されておりまして、1つは、日本標準職業分類の統計基準としての設定。2つ目は、指数の基準及びウエイト時の更新についての基準。指数の基準時というのは、西暦の末尾が0とか5の年を基準年にすると、はっきり言えばそういうことでございます。

この2つの具体的な対応状況でございますが、日本標準職業分類につきましては、統計委員会の方でご審議いただきまして、8月24日に答申をいただいているところでございます。ただ、答申をいただいたのですが、いろいろな文言などにつきまして、私どもの官房総務課というところでかなり指摘されてやりとりをやっておりまして、平成21年12月21日に官報告示の予定となって、来週月曜日に告示させていただくということでございます。それから、その下の指数の基準時及びウエイト時の更新につきましては、来年1月の統計委員会の方に諮問させていただくということでございます。これについては、指数の基準年を例えば西暦の末尾が0とか5にするというのは従来の統計審議会の答申でガイドラインというものができております。しかし、今回、統計法が改正されまして、新たなステータスを持った統計基準というものが確立されましたので、この指数の基準時をどうするか、ウエイト時の更新をどうするかというものを、新統計法に基づく統計基準として設定するという点について1月に諮問させていただくということでございます。

次をめぐっていただきまして、7で「サービス活動に係る統計の整備」ということで、サービス活動を適切に捉えるための検討として、サービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測について調査研究を実施するため、研究会等の検討の場を設けるとことで、サ

サービスの質とか、質の変化とか、数量の把握とか、いろいろ難しい点があるけれども、この研究を始めたかどうかということが問題意識でございます。

これにつきましては、総務省の方で「サービスの計測に関する検討会」というものを10月に設置しまして、1回目はフリーにいろいろ意見交換してきたところございます。計測の難しい分野というのはたくさんあると思いますが、ニーズがどこにあるのかというのを22年度にサーベイランスをしたいということで、21年度はその準備のための調査立案に関して民間委託を行なう。今、その入札手続きを行なっているところでございます。このニーズ調査については、22年度に行なうということでございます。

次、8のところを見ていただきまして、少子高齢化の関係とワークライフバランスの関係でございます。「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」ということで3つ挙げられてございます。1つは、就業と結婚、出産、子育て、介護などの関連した分析を行なうということで、関連する統計調査において必要な事項の調査を行なうということ。2つ目は、厚生労働省で行なっております、いわゆるパネル調査の標本を増やすということ。3つ目は、人口動態調査の集計の中で出生とか離婚とか婚姻とか、そういったあたりの少し詳しい集計を追加するということが指摘されております。これにつきましては、総務省統計局の方では、「雇用失業統計研究会」というものを設置しまして、平成19年の就業構造基本調査の再集計ということで、特に就業と結婚等との関連に関係する分析を行なうための特別集計を行なうということを予定しております。それから、いわゆるパネル調査の標本追加につきましては、「縦断調査の充実に関する検討会」というところで検討してきており、今年度末には結論を出していただくということでございます。それから、人口動態統計の方につきましても、21年の確定数の結果から新たな統計表を追加するということでございます。

次をご覧くださいまして、9の「教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備」ということでございます。ここのところは2つのマルで指摘されておまして、児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査において、より客観的な基準の設定、統計の比較可能性について検討となっておりますが、これは不登校とか、いじめということを全国的に調べたときに、地域ごとに捉え方が若干変わっていたりする事例があって、全国を比較するときに比較しにくいということで、調査に当たって客観的な基準をつくるとか、比較できるように調査を改善するというのが問題意識でございます。2つ目は、社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるような観点から、学歴等の教育関連項目を追加するということで、雇用・労働と教育というものを一緒に調べる調査を新設するというのは大変ですので、既存の調査の中でこういった分析ができるように、例えば学歴などを調査事項として追加していったらどうかというのが問題意識でございます。

これに関しましては、文部科学省の方で「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」という調査を実施されておりますけれども、19年の調査を行なった段階でいろいろ問題点を整理して改善を行なっているということでございます。2つ目に関して

は、平成 22 年の国民生活基礎調査において、今回、学歴という調査事項を追加しましたので、これと雇用との関連分析が可能になるという状況でございます。

それから、10で「環境に関する統計の段階的な整備」ということがございます。これは4つのマルで指摘されております。一番上は気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発ということ。2つ目は、各世帯のエネルギー消費の実態など、耐久財の保有状況の関係を世帯属性で把握できるような統計をつくるということ。3つ目は、資源エネルギー庁などで出されております総合エネルギー統計の公表の早期化ということ。4つ目として、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備に関して検討する場を設ける。このような4つ指摘がされてございます。

それぞれ関係する府省で検討会等が設置されているわけですが、最初の問題につきましても、環境省の方で、気象庁、文部科学省と連携されて、我が国の気候変動に関する観測・予測及び影響評価に関する報告書というものを刊行されたということでございます。2つ目の指摘については、平成 21 年の全国消費実態調査において耐久消費財の中で、ハイブリッド車であるとか、電気自動車とか、そういった項目を新設して把握を行なっているということでございます。総合エネルギー統計につきましても、速報値の公表の早期化というものを行なうということで予定しているということでございます。廃棄物の関係では、関係各省の検討会を設置したということでございます。

次をめぐっていただきまして、11「グローバル化の進展に対応した統計の整備」というのがございます。これは具体的には、人口動態調査において外国人の集計の充実ということが指摘されておまして、これについては、平成 21 年の人口動態の確定数の結果から新たな統計表を追加していただけるということでございます。

続きまして、12「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」ということで、2つ挙げられております。1つ目のマルとしましては、雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握、これに関して改善の検討を行なうということ。2つ目としては、実労働時間のより適切な把握の観点からいろいろ検討ということが指摘されてございます。最初の件につきましても、総務省統計局の「雇用失業統計研究会」というところで、15歳以上の者(約3,000客体)を対象としまして、Webのアンケートで雇用契約期間の把握に関するアンケート、例えば雇用契約期間というのを聞いて答えられるものなのかとか、どの程度まで回答できるのかとか、そういったあたりのアンケートをやっておまして、その分析を行なっているところでございます。それから、実労働時間につきましても、ILOが2008年に労働時間の測定に関する決議というものを第1回国際労働統計の中で決議しておりますので、そういったものを分析しながら検討しているところでございます。それから、平成 22 年国民生活基礎調査におきましても、従来に引き続き、実労働時間という項目の把握を行なうということでございます。

続きまして、13の「行政記録情報等の活用」ということでございますが、ここでは2つ指摘されております。1つは、行政記録情報等の調査の原則化ということで、調査を企

画するときとか、あと総務大臣が調査の承認をするとき、それから統計委員会で審議をするときには、行政記録情報を使っているということをちゃんと確認しろと。もしくは、使うことを検討したかということを確認しろということが1点目。2つ目は、行政記録情報が、合理的な理由があって外部に出せない場合には、オーダーメイド集計などでアグリゲートしたデータを出すことによってそれを活用できないかということの2点の指摘がございます。

1点目につきましては、内閣府の方から21年度中に行政記録情報2件、調査票情報11件の提供を活用したという報告がございました。それから、総務大臣による承認、それから統計委員会における諮問については、こういった点も踏まえて確認をしているということでございます。

続きまして、14の「民間事業者の活用」ということですが、これにつきましても、21年度に実施する分については2点ほど指摘がございます。1つは、総務大臣による統計調査の承認の際の確認。それから、統計委員会の審議に当たってのそういった点についての確認ということ。2つ目は、平成17年3月時点で「統計調査の民間委託に係るガイドライン」ができておりますが、これについて改正を行なうということが指摘されております。民間事業者の活用については、総務大臣による承認の審査、もしくは統計委員会における審議においても、今年の4月からは一応確認を始めているところでございます。それから、ガイドラインの改定につきましては、基本計画の審議をされました第4ワーキンググループにおける議論であるとか、そういったものを踏まえて、来年の2月を目途に改定作業を終えるという予定にしております。

続きまして、17ページをご覧くださいまして、15、16、17がいわゆる統計リソースの確保及び有効活用ということで、3つ同じテーマに関して並んでございます。17ページのところは、統計リソースの確保・配分とか、有効活用、それから府省横断的な統計ニーズへの対応、緊急ニーズへの対応ということでまとめられてございます。

具体的な対応状況のところをご覧くださいますと、各府省の細かいところでいろいろ書いてはございますけれども、内閣府の方からは、国民経済計算の関連について、外部の研究者の協力を得ているとともに、平成22年度については定員の増員要求を行なっているということ。それから、経済社会総合研究所において統計関連の研修を行なっているということの報告がございました。その後、2番目のマルとしては、総務省、文部科学省、農林水産省、他の府省でも行なっていると思いますが、既存調査、事業・事務の見直しと、それから22年度概算要求における必要な予算・定員の確保に努めているということのご報告がございました。

続きまして、18ページの16でございます。これは「実査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携」ということで、これについては、統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ、要は全府省横断的なワーキンググループを設置して取り組みをしてきてございます。具体的な対応状況でございますが、統計調査員の活動環境の整備、国

と地方公共団体間の統計調査員情報の共有、それから地方公共団体の事務負担軽減、この3つの点から検討を行なってきております。現在まで2回行なってございまして、年度中に一定の結論をまとめるという段階でございます。

それから、2つ目のマルのところ、総務省統計局の労働力調査において、調査対象数を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう、標本設計について技術的支援ということで、県別の公表ができるように県が独自に上乗せできるようアドバイスを行なうということでございます。それから、1つ飛びまして、4つ目に2010年農林業センサスにおいて調査項目の削減、それから地方設定項目というものを設けて、地方公共団体が自由に調査項目を設定できる、そういったことも行なっているということの報告がございました。

それから、めくっていただきまして17「統計職員等の人材の育成・確保」ということでございます。ここは2点ありまして、中核的職員の計画的な育成ということ。もう1つは、国際社会において貢献できる人材の育成ということで、具体的な対応状況としましては、内閣府の方からはJICAとかOECDに職員を派遣。あと、英語の研修を行なっているという報告がございました。あと、農林水産省の方からは、人事交流等の拡大に向けた行動計画というものを策定しているという報告がございました。それから、国際統計の関係では「国際統計に関する関係府省連絡会議」という既存の会議がございますので、そこで、こういった国際会議が行なわれて、どこに出席したというような情報の共有を図るとともに、具体的な職員育成の方策の検討を始めたというところでございます。

次、右側に移りまして、20ページの「統計ニーズの継続的な把握・活用」というところでございます。これも2つ指摘されておりまして、1つは上のマルで、学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施するというところでございます。これは統計委員会でやっていただく事項でございます。2つ目は、インターネット上で政府統計の総合窓口ということでe-Statというものがございまして、それを活用して二次的利用等に係るニーズ把握とか、その結果の各府省情報共有を図るというように指摘されてございます。

現在の具体的な対応状況でございますが、「統計委員会と統計利用者との意見交換会」については、2月に開催する方向であるという報告がございました。それからe-Stat(政府統計の総合窓口)の活用につきましては、やはり各府省が入った「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」というものを開催しておりまして、この10月1日からe-StatというところでWebアンケートを開始しております。これは、例えばどういう調査で匿名データを作成してほしいとか、どういう調査のファイルでオーダーメイド集計を提供してほしいとか、そういったあたりに関して意見を述べていただくといったアンケートでございます。2ヶ月経過しまして165件の意見がありましたので、各府省に還元して情報共有を図っているところでございます。

続きまして、21ページをご覧くださいまして、19ということで「統計の評価を通じた見直し・効率化」というところがございます。ここにつきましては、統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定するということが1点。それから、公表期日前の統

計情報を共有する範囲・手続き等について規定するということが21年度に実施するという  
ことで求められております。

これにつきましては、「統計の品質評価に関するワーキンググループ」というものを設  
置して、昨日1回目を開催したところです。年度内にあわててやらなければいけない状況  
にはなっておりますが、これにつきましては21年度内に5回程度ワーキンググループを開  
催して、試行的な位置付けかもしれませんが、ガイドラインというものの取りまとめを  
行なう。それから、21年度に策定したガイドライン自体も短期的に完全なものができるも  
のではないと思われまますので、各府省において試行的に実施をしてもらって、その結果を  
踏まえて、22年度以降も改めて改訂を行なっていくという予定にさせていただきます。

それから、22ページをご覧くださいまして、「統計に対する国民の理解の促進」という  
ことがございます。ここにつきましては4つ指摘されております。使いやすい形態の調査  
結果の提供。ホームページの内容充実。ワンルームマンションとか、そういうものがあり  
ますので、マンション・ビル管理の業界団体等の業界に対して協力要請。最後は非協力者  
に対する具体的な対処ということで、極論をすれば罰則をどうするのかとか、そういった  
ところまで範囲としては視野に入れた議論でございます。

これにつきましては、各府省が入りました「統計に対する国民の理解増進に関するワー  
キンググループ」というところを使って議論してきておるところでございます。そのほか  
に、具体的な対応状況としては、内閣府の方からは、調査の概要をメールマガジンで配信  
している。それから、総務省統計局の方では、12月2日に「平成22年国勢調査全国協力  
者会議」というものを開催して、関係の団体約50団体に協力を要請したということがござ  
います。それから、ワーキンググループでは上の方に挙げられた課題について検討を行な  
っている。論点の整理を行なって、各府省の取組み紹介していただいて、その中からグッ  
ドプラクティスを取りまとめ、ガイドラインとして整理していくということを今年度中  
に行なうことにしております。

それからここには書いてございませんが、統計調査の協力に関する世論調査というもの  
を内閣府の広報室の方で行なっていただきました。これにつきましては、政府の統計につ  
いて協力する意思がどの程度あるかとか、基幹統計調査に申告義務、罰則の規定があるの  
を知っているかとか、そういった7問程度の小さな世論調査でございますが、その結果が  
昨日公表されております。

次をめくっていただきまして、23ページの21「オーダーメイド集計、匿名データの作  
成及び提供」でございますが、これについては、先月の統計委員会のときに多少詳しくに  
説明させていただきましたので省略させていただきますが、先月紹介したほかに、農林水  
産省、国土交通省で、匿名データ等の提供について検討段階だったものが準備段階に移行  
したということで、若干進んでいる状況にあるということでございます。

それから、隣の24ページの「政府統計共同利用システムの活用等」ということで、これ  
については、これまで以上に政府統計共同利用システムを活用するというところでございま

す。

具体的な対応状況では、内閣府の方から、従来、まだ移行していなかった統計調査について、政府統計共同利用システムの方に移管するということの報告がありました。それから、政府統計共同利用システムというのは、基本的に平成20年4月から運用されておりまして、その内容を順次充実させるということでございます。

次をめぐっていただきまして、23「研究開発の推進と学会等との連携強化」ということで挙げられておりますのは、情報通信技術の利活用等の研究開発を推進するという。あと、学会との連携を図るということでございます。3つ挙げられておりまして、国民経済計算等の加工統計の中で、加工統計やその利活用において高度な情報通信技術を利用するという。それから2点目は、統計に係る研究開発において、内閣府にあります総合科学技術会議とか、関係学会に対して協力を要請するという。それから、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、学会等の中で周知して、研究の推進を促すということで、下の2つの方もやはり統計委員会の方で行なうというテーマでございます。これにつきましては、具体的には1番目のマルについては、内閣府の方で対応を検討しているということ。2つ目、3つ目についても、統計委員会の事務局の方で今検討を行なっているところでございます。

長くなりましたが、最後に24ということで、「基本計画の進捗管理・評価等」という段階でございます。「基本計画推進会議」を設置して、そこで必要な連絡調整及び検討を行なうというように基本計画で書かれてございます。これは全府省入った会議で、これまで3回行なってきております。3回目が12月11日に開催されまして、今回報告させていただいております各府省の取組みを意見聴取したということが1点。それから、府省横断的な生産動態に関する統計ということで、鉱工業生産指数を作成するためにいろいろな調査を使って指数を作っているわけですが、これについて、できることなら調査事項の定義を統一化するとか、そういったあたりの調整を図ってはどうかということで、調査担当の4府省が担当することになっていたのですが、なかなか動かしにくいということもあって、総務省の方で旗振りとかいったこともやってくれないかということで、総務省が関与して円滑な推進を図るということで合意を得たということがございます。それから、最後に書いてありますが、報告者負担を軽減するという観点から、特に企業とか事業所を対象とした調査の重複是正を図るという観点から、「統計調査業務等の業務・システム最適化計画」というのがあって、その中で被調査履歴の登録というのを行なうことになっております。これは、各府省の調査がどの企業に当たったとかいう情報を必ず登録してもらって、同じ企業に何回も調査が当たらないようにするという仕組みでございますが、そのところがまだ十分に行なわれていないということがあったために、これを徹底するよう総務省の方から要請したということがございました。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたが、来年の9月ま

で基本計画推進の状況について、この委員会として意見を取りまとめ、そして各関係大臣に意見を申し上げるというようなことになっておりますので、それを円滑に進めるために、今年度、あるいは今年中に何をやらなくてはいけないかということについてご説明いただき、また、進捗状況についてお話しいただいたということでございます。

この後、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、効果的に審議を進めていく上で、体系的な整備の視点、あるいは新たなニーズを踏まえた上での重要課題、更には行政記録情報の活用や統計リソースの有効活用など、府省横断的な重要課題など、基本計画における統計整備の大きな柱を中心にご議論いただけたらよろしいのではないかと思います。また、それぞれの府省に対してのご質問ということもあると思いますが、それについては各府省からお答えいただくと同時に、今日答えられないものについては持ち帰っていただいてご検討いただき、次回報告をいただくというようなことで進めてまいりたいというようにと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、皆様から今の説明につきましてご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

井伊委員 先に退室しなければいけないので、細かい点もあるのでありますが、質問を兼ねて伺いたいと思います。

まず、10ページ目、8の「具体的対応状況」の2点目の縦断調査ですが、非常に重要な調査だと思うのですが、私自身は実はこの調査を分析したことがないのですが、分析に携わっている研究者の総合的な意見として、設計にちょっと難があるようで、比較的高い追跡率は持っているのだけれども使いにくいということを伺っていますが、検討会があるということなので、是非、検討会で対応していただければと思います。

それと、この調査は広い利用を推進するべきだと思うのですが、一部のデータ項目、特に所得が非公開になっていると聞いていますので、そのあたりも検討会でご議論いただければと思います。

次に14ページ目の12ですが、これは樋口委員長など労働経済の方がいらっしゃるのでは是非ご意見伺いたいのですが、「具体的対応状況」の2点目で、国民生活基礎調査で実労働時間の把握を行うということですが、先ほど労働と学歴か何かと組み合わせるというご説明がありましたけれども、就業構造基本調査などもありますので、国民生活基礎調査で調べるべきことなのかどうかということ、皆さんのご意見も伺いたいところでございます。

15ページ目の13、行政記録情報ですが、これは私、前の委員会のおかげから医療に関して特にお伺いをしている点なのですが、記入者の負担、医療機関の負担の軽減と、統計調査の効率化の観点というのが、基本計画からの文章ですけれども、是非行政記録情報を活用していただきたい。基本的には基幹統計調査である患者調査へのレセプトデータの活用ということと、あと医療施設調査への届出情報の活用ですね。地方厚生局と都道府県事務所の届出情報、この2点の行政記録情報の活用というのがどうなっているのかお伺いした



い点です。

次に 17 ページ目から 18 ページ目にかけて府省横断的な統計ニーズの対応というのがかなり議論されているのですが、これは統計整備の上で非常に重要だと思いますので、質問というよりは具体的な進捗状況をご説明いただければと思います。

あと、少々気になったのですけれども、19 ページ目の「具体的対応状況」のところで、「JICA とか OECD に職員を派遣して英語能力の向上」というのは、ここに記すのは適切なのかなと思いました。

最後に 23 です。これは 25 ページで「具体的対応状況」の 2 点目のところの 3 番目のマルですね、「統計関連学会等への協力要請」ということですが、具体的にどのような協力要請をどういう団体に行う予定なのかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。一問一答にしますと時間の関係もありますので、まとめてご質問いただいて、答えられるところについて各府省にお願いしたいと思います。

それでは他にございますでしょうか。

深尾委員 今日最初にも出た今回、QE の大幅改訂等で明らかになった SNA 統計の作成方法とか、推計体制の課題についてですけれども、今日既にご指摘があったと思いますけれども、結構もう基本計画に書かれていて、例えばビジョンスタディの話は 3 に「リビジョンスタディを行う」とか、「一次統計の利用法等についても検討する」ということが書かれているわけですが、必ずしも具体的対応状況というのはあまり具体的ではなくて、「委託して報告書を取りまとめ中」としか書いていないので、もしできましたら、もう少し詳しく次回にでもご説明いただければと思います。

同じ視点で考えると、例えばダブルチェックを含めたミスが無いようにする、それから体制を拡充するという視点では、15 のところの 1 つ目のマルに増員要求等されているということが書かれていますが、もう少し具体的に、例えばどういうチェック体制の整備が行なわれるのかとか、体制の拡充の具体的な方向性についても少し伺えればと思います。

あと、先ほど岩田所長からシステム化についてお話があったのですが、それは私が推測すると 23 の 1 つ目のマル「国民経済計算等の加工統計の作成方法に係る研究開発」のところに該当するのかなと思うのですが、これについても、うまくいかないとしたらどうするのかといったことを含めて、次回でも結構ですから少し教えていただければと思います。

樋口委員長 はい、山本委員。

山本委員 全体の後半の方ですけれども、統計自体に関するということよりも 21 ページにある「評価」に関心があります。ここでは「今年ガイドラインを作って、来年もそれを検討する」ということですが、基本的には自己評価をされるということでしょうか。私はこの評価というのはすごく重要であると思います。というのは次のページにある国民の理解という問題とすごく関係していて、外部的に見えるように評価を出していくこと、できればホームページか何かにどんどん公開していくということが重要だと思います。 20

に書いてある国民の理解の促進というのは広報活動だと思いますが、できるだけ客観的な評価を皆さんにわかるようにしていくということが、長期的に国民の理解を得るには非常に有効ではないかと思います。そういう方向で考えていただきたいと思います。

樋口委員長 ありがとうございます。はい、椿委員。

椿委員 今の山本委員の意見に全面的に賛成ですけれども、基本的に 19 の統計の評価というところはいわゆる品質評価に当たると思うのですけれども、ここの部分を例えば最終的な私どものアウトプットである統計自体の質の評価、これは従来、一次統計に関しては精度評価という形でよくやられていたことですが、先ほどから伺いますと二次統計に関してもかなりいろいろの部分で、一次統計のどの部分の精度評価がこういう状況だったから二次統計がこういう形になっているとか、一般的に二次統計自体もそういう意味で評価できるようなものにしたらいいいのではないかというのが第 1 点。

それから、先ほどからシステムの問題がありますけれども、プロダクトの評価ではなくてプロセスの透明性・評価、プロセス自体の質、あるいはシステムの質ということに関して、それなりの評価ないしは透明性を図っていくということで、これに関しては一時期、官庁統計の作成のプロセスの標準化ないしはシステム化というような研究があったかと思うのですけれども、今般、一般に国際標準なども含めていろいろな動きがあるかと思しますので、その種の採用可能性、あるいは難しさなども検討されて然るべきではないかと思えます。

それから第 3 に、今はプロセスでありますけれども、最終的には統計の評価というのは、これを政策に使っていただいているということが第一でありまして、政策全般への利用可能性ということに関して、いわゆる設計の質といいますか、デザイン・企画の質という部分についても評価可能な体制をつくるべきではないかと思えます。これは、先ほど山本先生がおっしゃられたように、国民の理解という意味では、どれぐらいそれによって政策自身がきちんと利用されているかということにつながるかと思えますので、一方で統計を作っていただく部局というのは、政策決定に対しても参謀的な役割を持っていただけるような形で、その中でいろいろ使っていただいているということに関しては P D C A もあるということ、これは第 1 回目のときにも申し上げたことかもしれませんが、やっていただければと思いました。

それからあともう 1 つ、これは先ほどの質の評価の話ですが、私自身の専門性とは若干違うかもしれないのですが、12 ページの 10、環境に関する統計ということ。環境に関する統計の整備が重要であることはもちろんですが、一方で、環境統計ともう 1 つ並んで、国の中では環境計測という比較的自然科学系の方々がやっていたらいい分野がございます。例えば、我が国は先進諸国で唯一、衛星から CO<sub>2</sub> の気中濃度（シリンダー濃度）を測ることができている国であります。米国はこの打ち上げに失敗しているという状況があるわけで、それにもかかわらず、その種の研究者の方々が、ある意味で極秘でいろいろな研究をやって、環境の計測ということをやっている、これと統計との関係とい

うのは、その種の科学的データの利用可能性というものが統計作成に関しても資するものかどうかというようなことに関しても、将来的に若干考えていただければと思いました。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。佐々木委員。

佐々木委員 個別の話がたくさん出ているのですけれども、今日、私はびっくりしたんです。見たら、基本的な計画に「21年度から実施する」、あるいは「21年度中に結論を得る」という言葉がたくさんあるものですからこれだけたくさん出てきたと思うのですけれども、これだけたくさんあるのかという感じなのです。委員長が言われた来年の9月までに意見を取りまとめるというのですけれども、どういう形で進めていって、今どの辺まで走っていて、この統計委員会はそれにどのようにコミットしていくのか、よくわからないのです。まさか細かく個別のことをこの委員会で議論するわけじゃないと思うのですが、そういう体制とかスケジュールとか、そういうのがちょっと気になります。

樋口委員長 他にいかがでしょうか。

安部委員 質問に近い部分もあるのですけれども、重要性ということで行きますと、最近の経済状況を考えますと、貧困率とか、それに関わるところでの雇用の問題、つまり雇用からの所得がどうであるかということと貧困の関係というような視点は非常に重要だと思うのです。たまたま今、私は人口・社会統計部会の方で国民生活基礎調査に関する議論に参加してまして、この調査は所得が取れる統計ではあるのですけれども、昨今の経済情勢に即したニーズというものに十分に対応し切れていない面もあるように感じています。例えば貧困率の推計というのも幾つかあって、どちらの推計が正しいかというような議論も出ているわけですが、そういったことを把握できる統計を作っていくというのが課題ではないかというように私の専門分野からは考えます。

以上は比較的大枠の話ですが、1点質問ですけれども、1の3ページのところの民間給与実態統計というのがあるのですが、これは恐らく個人ベースのもので、世帯ベースで集計というのは不可能だろうと思うのですが、とはいえ、所得という意味では、例えば国民生活基礎調査で調査する労働収入などよりも、ある意味信頼度が高い可能性があるのかなと思います。こういうものを、例えばマイクロデータですとか、そこまでいかないにしても、かなり分布がはっきりわかる形で利用することというのは考えられるのでしょうか、というのが質問です。

樋口委員長 はい、よろしいでしょうか。

まず、山本委員、椿委員、佐々木委員から出ました、我々の委員会としての今後のあり方について、どのように進めていくのかというようなことについて、これは是非早急に議論しなければならないですし、前倒しして考えていこうということで、現在、既に私どもで少し案を考えつつあるというような状況でございます。まだまとまっておりませんので、これについてはまた委員の皆さんのご意見を十分に考慮しながら決めていきたいと思えます。

ただ、大まかに大きな提言ということではなく、時には個別の統計調査、あるいは統計について評価していかなければならないというような状況が出てくる可能性もあるのではないかと考えています。例えば、それを委員会本体で全部やるのか、ワーキンググループというような形でそれぞれに分けてやっていくのか。あるいは評価の仕方についても、A B C Dというような評価の方法がいいのか、それとも、そうではなく言葉で示していくというようなことがよろしいのか。要は基本計画が着実に進むようにということが私どもの目的でございますので、その点について、また皆さんの英知をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

今ご指摘いただいた統計の品質の問題、あるいはそのプロセス、更には結果の統計の利用についての“見える化”というようなご指摘がありまして、この点については私どもも十分重視していかなければいけない点ではないかと個人的に思っております。

あと、それぞれ幾つか個別の質問が出ておりますが、これについてはどうでしょうか。

乾統計委員会担当室長 もう十分に時間が経ってしまったものですから、今回一つ一つにお答えするのではなく、我々事務局の方でまとめさせていただいて、次回に各府省の方から回答していただくというような形にしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

樋口委員長 それでよろしいですか。

(委員及び各府省了解)

樋口委員長 そうしましたら、テープも録っていると思いますので、事務局に今出た質問をまとめていただいて、各府省に投げてください。そして次回、それについてご意見をいただくというような形で進めていきたいと思っております。また、2月以降についても、そういったことで進めていきたいと思っておりますが、そういう対応でまずはよろしいでしょうか。

安部委員 今、私自身は細かい話ができなかった部分もあるのですが、私の考えでは細かい話を詰めることはこういう場合は非常に重要だという気がしますので、そういう論点の提起と申しますか、そういうものはどのようにさせていただくことが可能でしょうか。ちょっと会議の中ではできないと思うのですが。

樋口委員長 そうしましたら、メールでも事務局の方に送っていただいて、それをまとめてもらうということではいかがでしょうか。

安部委員 ありがとうございます。

樋口委員長 厚生労働省、どうぞ。

厚生労働省統計情報部 国民生活基礎調査に関して、実労働時間の把握を行うかどうかということにつきまして、先ほど井伊委員からご質問があったのですが、これにつきましては現在審議をいただいております。次回まさに答申のご審議をいただきますので、そこでご議論いただければと思っております。私どもがそちらの場で何かどうということではないと思っております。

樋口委員長 これは井伊委員からのご質問だったのですが、いらっしゃらないので、そ

のようにお答えしておくということで。他にいかがでしょうか。

(委員及び各府省からの意見無し)

樋口委員長 それでは、今出ましたご質問・ご意見について、次回1月の統計委員会において各府省から補足説明をお願いしたいと思っております。各府省のオブザーバーの皆様におかれましては、ご対応のほどよろしくをお願いいたします。

次回の日程のご連絡の前に、私から1つお知らせさせていただきたいことがございます。今の総務省からの説明にもありましたように、統計委員会として今年度中に基本計画に盛り込まれた統計利用者との意見交換を実施することとなっております。学会のどの関連とかというご質問もございましたが、それも含めまして今後、対応方策等を検討した上で、2月を目途に関係学会等との意見交換を行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最後に次回の日程について事務局から連絡をお願いします。

乾統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきまして、1月25日、月曜日の13時半から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくをお願いいたします。

樋口委員長 それでは、以上をもちまして本日の会合を終了いたします。ご多忙の中、どうもありがとうございました。